

令和5年3月10日

南阿蘇鉄道の鉄道事業再構築実施計画の認定について

南阿蘇鉄道株式会社（以下、「当社」）は、令和5年2月20日に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第24条第1項に基づき鉄道事業再構築実施計画について国土交通大臣へ申請し、同法第24条第2項に基づき令和5年3月10日付けで認定を受けましたのでお知らせいたします。

当社が、第二種鉄道事業者となって鉄道事業の営業・運営に専念し、輸送と利用促進を行い、一般社団法人南阿蘇鉄道管理機構が第三種鉄道事業者となって鉄道資産の保有と適切な管理を行います。引き続き、安定的な輸送・維持に努めてまいります。

【概要】

○申請者

南阿蘇鉄道株式会社、一般社団法人南阿蘇鉄道管理機構、高森町南阿蘇村、熊本県

○事業構造の変更

（現行）第一種鉄道事業者：南阿蘇鉄道株式会社

（変更）第二種鉄道事業者：南阿蘇鉄道株式会社

第三種鉄道事業者：一般社団法人南阿蘇鉄道管理機構

○計画期間

10年間（令和5年4月1日～令和15年3月31日）